

働き盛り世代による特殊詐欺撲滅プロジェクト実施要綱

第1 総則

(目的)

第1条 この要綱は、長野県内における特殊詐欺被害を撲滅するためのプロジェクトについて必要な事項を定める。

(プロジェクトの趣旨)

第2条 このプロジェクトは、「オレオレ詐欺」を始めとする特殊詐欺による被害を撲滅するため、働き盛り世代に対し、「自分自身が特殊詐欺の被害に遭わない。」「自分の家族を特殊詐欺から守る。」という意識の醸成を図るとともに、県民が一致団結して特殊詐欺に立ち向かう気運を醸成することをねらいとする。

(プロジェクトの内容)

第3条 このプロジェクトは、県民の特殊詐欺への抵抗力の強化を目的とした「訓練型特殊詐欺対応講座」の開催及び県民の同講座への参加促進と被害防止活動の活性化を目的とした「特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証制度」の実施を内容とする。

(実施期間)

第4条 このプロジェクトの実施期間は、令和8年(2026年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日までとする。

(実施主体)

第5条 このプロジェクトは、長野県が長野県警察本部及び市町村等の関係機関・団体と緊密な連携を図りながら実施するものとする。

(プロジェクトスローガン)

第6条 このプロジェクトのスローガンを「俺が『オレオレ』から俺の親を守る!!」とし、プロジェクトの周知に活用する。

(シンボルマスコット)

第7条 このプロジェクトのシンボルマスコットを長野県消費者被害防止啓発キャラクター「もシカっち」とし、プロジェクトの周知に広く活用する。

第2 訓練型特殊詐欺対応講座

(講座対象者)

第8条 訓練型特殊詐欺対応講座(以下「訓練型講座」という。)の対象者は、主として長野県内に居住又は通勤・通学する18歳以上の者、又は長野県内に居住する60歳以上の親(祖父母、伯父母及び叔父母を含む。以下「親等」という。)がいる者とする。

(訓練型講座の内容)

第9条 訓練型講座は、講座会場において、講座受講者自身が訓練電話を受ける又は、講座受講者が親等へ特殊詐欺に備えるための訓練電話をかけることを主な内容とし、別に定める要領に基づき実施するものとする。

(講座への参加促進)

第10条 県は、広く県民に訓練型講座を周知し、参加促進に努めるものとする。

第3 特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証制度

(認証要件)

第11条 特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証制度(以下「認証制度」という。)の対象は、長野県内で活動を行う企業、法人、団体、官公署及び個人事業主等(以下「企業等」という。)とする。なお、企業等の活動は営利、非営利を問わない。

2 県は、企業等が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該企業等を特殊詐欺被害防止協力企業・団体として認証することができる。

(1) 第9条に規定する訓練型講座へ企業等の単位で参加したこと。

(2) 顧客その他の県民に声かけを行い、特殊詐欺被害を阻止したこと。

(3) 次のいずれかの活動を継続的に行うと見込まれること。

ア 県、警察及び市町村等が作成した特殊詐欺被害防止のための広報啓発物を店舗及び事業所その他の来訪者が見やすい場所に掲示、設置し、顧客等へ注意喚起の呼びかけを行うこと。

イ 企業等が作成・管理する広告物、ホームページ等に特殊詐欺被害防止を呼びかける文言を掲載すること。

ウ その他特殊詐欺被害防止に資すると認められる活動を行うこと。

3 前項の規定にかかわらず、企業等が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認める場合は、認証しない。

(1) 暴力団員が代表者又は役員である場合

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると判断される場合

(3) 県の他の事業において、(1)又は(2)の理由により入札指名停止、認定取消等の措置があった場合

(4) 活動目的及び活動内容が公序良俗に反するものと認められる場合

(5) その他県が適当ではないと認めた場合

(認証を希望する企業等の手続き)

第12条 認証を希望する企業等は、特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証申請書(様式第1号)を県へ提出し、特殊詐欺被害防止協力企業・団体として認証するよう求めることができる。

2 県は、前項の認証申請書が提出されたときは、速やかに審査するものとする。

3 前条第2項第1号又は第2号に該当する企業等が認証を希望した場合は、第1項の規定による認証申請書の提出があったものとみなす。

(認証登録証等)

第13条 県は、第11条の規定により認証した企業等(以下「認証企業等」という。)に対し特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証登録証(様式第2号)及び認証ステッカー(様式第3号)(以下「認証登録証等」という。)を交付する。

(認証企業等の責務)

第14条 認証企業等は、第11条第2項各号に規定する活動を継続的に行うように努めなければならない。

(認証の取消し等)

第15条 県は、認証企業等が第11条第3項に定める事由に該当することが明らかになった場合は認証を取り消すものとする。

2 前項の規定により認証を取り消された企業等は、速やかに認証登録証等を県へ返納しなければならない。

3 認証企業等は、第11条第2項各号に規定する活動を行わなくなったときは、活動廃止届(様式

第4号)により県に届け出るとともに、認証登録証等を県へ返納しなければならない。

(認証企業等の公表)

第16条 県は、認証企業等の所在地、名称及び特殊詐欺被害防止のための活動内容等をホームページその他の広報媒体により公表するものとする。

(制度の普及)

第17条 県は、ホームページその他の広報媒体により、認証制度の普及を図るものとする。

2 認証制度の略称を「特殊詐欺撲滅協力隊認証制度」とし、制度の普及に広く活用する。

第4 雑則

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はくらし安全・消費生活課長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

3 第11条から第18条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。